

各務原市新特別支援学校建設工事設計業務プロポーザル 質問回答書

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 I-22, 23	施設規模の概要として整備する諸室が示されていますが、当該表に記載されている室以外に必要と考える諸室を追加して提案しても宜しいでしょうか。	はい、結構です。
2	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 I-23	建物規模について、「延べ面積 10,200 m ² 程度」とありますが、提案においては厳密に守らなくてよいと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 I-24	主な施設配置上の配慮事項に「放課後等デイサービスなどの送迎車両」とありますが、想定台数があればご教示下さい。	具体的な想定として現時点でお示しできるものではありません。
4	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 I-24	遊具広場は低学年用と記載がありますが、昇降口に近い西側で敷地境界付近に配置している意図があればご教示下さい。 (地域利用等を想定されていますでしょうか。)	児童の遊具広場への動線を車両の動線と分離する意図から昇降口に近い西側に配置しています。地域利用についてはお見込みのとおりです。 (プロポーザル実施要領 8 (2) ②提案項目と考慮すべきポイント【3】「地域に開かれた特別支援学校について」も参考としてください。)
5	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 I-24	東、西通用門は使用者の制限はありますか。また、送迎者等の車両の利用を想定しても宜しいでしょうか。	東西の通用口は、平常時は教職員や業者など、関係者のみの利用を想定しています。ただし、学校祭や授業参観など特別な場合においては、この限りではありません。 基本構想・基本計画での想定は上記のとおりです

			が、児童生徒の安全性等に配慮した上で、合理的な理由があれば、ご自由に想定して頂いて構いません。
6	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 II-14	グラウンドの雨水貯留槽及び構内舗装について、土木設計または建築設計のいずれの範囲に含まれますでしょうか。	土木設計の範囲に含まれます。
7	プロポーザル実施要領 p.10 プロポーザル審査要領 p.6	代表企業応募者の第二次審査の評価について、実施要領と審査要領で、見積額の配点(50点と80点)及び合計点(960点と990点)に齟齬があります。どちらを正とすれば宜しいでしょうか。	審査要領を正とします。 プロポーザル実施要領を修正します。
8	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 II-15	造成計画高さとして標高59mとありますが、周囲の道路への接続やハザードマップの浸水深を考慮の上、計画高さを設定し直すことは可能でしょうか。	はい、結構です。
9	プロポーザル実施要領 p.8,9	特定テーマ【1】の内容に「周辺環境に応じた敷地の合理的活用」とありますが、造成高さや雨水貯留槽のレベルの設定は、設計段階で土木と協議するものとし、提案時点での詳細な言及は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、「周辺環境に応じた敷地の合理的活用」については、合理的な理由があれば、基本構想・基本計画 I-25 で示すゾーニング図や II-30 で示す基本計画図に捉われることなく提案して頂いて構わないことを意味します。
10	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 II-1	関係法令として景観法において、建築物の高さの最高限度が13m(農用地から除外後)とあります。1階の階高を4mとし、2階に体育室を設けた場合、13mを超える可能性があります。開発協議上の特例措置があるという認識で宜しいでしょうか。	特例措置はないものとします。

11	プロポーザル実施要領 p.6	業務実績の対象について、既存改修+増築の一体整備業務において増築部の面積が3,000㎡以上あるものは、新築又は改築に相当するものとして考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 I-22	既存の各務原市特別支援学校および比較対象として挙げられている県立羽島特別支援学校の平面図をご提示頂けますでしょうか。また、これらの施設見学の機会を設けて頂けますでしょうか。	各務原特別支援学校の平面図については、追加資料をご確認下さい。(資料内の×印の特別教室棟は既に解体済のものです。)岐阜県立羽島特別支援学校の平面図については、当市からお示しすることはできません。また、いずれの学校についても、現時点での見学については、お受けできません。
13	各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画 II-16	構造について、当該敷地は土砂災害警戒区域に位置しますが、規制に抵触しない範囲であれば木造を検討して宜しいでしょうか。	主となる校舎施設については鉄筋コンクリート造を原則とします。しかしながら、例えば、地域に開かれた特別支援学校とする観点や、作業学習や実習時に生徒の気持ちを切り替える施設とする観点等から、一部の諸室を小規模な別棟に分離して建築するなど、合理的な考えに基づく場合においては、一部木造についても検討して頂いて結構です。
14	プロポーザル実施要領 p.15	「建築事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」は、平成31年に改正されています。実施要領では「平成21年国土交通省告示第15号」と記載されていますが、「平成31年国土交通省告示第98号」と読み替えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。プロポーザル実施要領を修正します。

15	基本構想・基本計画 P. I-24	主な施設配置上の配慮事項の中で放課後等デイサービスの記載がありますが、定員数や運用方法の想定があればご提示ください。	具体的な想定として現時点でお示しできるものではありません。
16	基本構想・基本計画 P. I-20	「福祉避難所」として必要となる施設仕様をご提示ください。 ※「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(内閣府)」に準拠で宜しいでしょうか。	具体的な想定として現時点でお示しできるものではありません。
17	基本構想・基本計画 P. I-20	「防災設備の導入」とありますが、災害時の想定避難人数及び想定避難日数をご提示ください。	具体的な想定として現時点でお示しできるものではありません。
18	基本構想・基本計画 P. II-26	「非常用自家発電設備」の「連続運転時間は、関係各所と調整の上、1～3日を想定する」とありますが、非常用発電とする設備をご提示ください。(一部の照明器具以外)	具体的な想定として現時点でお示しできるものではありませんが、最低限、本特別支援学校に通う児童生徒(特に病弱や肢体不自由のある児童生徒)が災害時等に安全に過ごすことができる施設とする必要があります。
19	基本構想・基本計画 P. II-27	「給水設備」の「受水槽容量は～また、災害時の利用も考慮して必要水量を算定」とありますが、前述した災害時の想定避難人数・想定避難日数をご提示ください。	具体的な想定として現時点でお示しできるものではありません。
20	基本構想・基本計画 P. II-14	スクールバスの大きさ及び台数の想定がありましたらご提示下さい。	現時点で提供できる資料はありませんが、大型バス5台を想定しています。

21	基本構想・基本計画 P. II-14	スクールバスについて、日中のバスの保管場所として敷地内にスペースを確保する必要があるか想定がありましたらご提示ください。	具体的には決まっておりますませんが、日中のバスの保管場所を敷地内に確保するよう想定することが望ましいと考えています。
22	基本構想・基本計画 P. I-23	更衣室（教職員）の面積において、摘要で 29 m ² +50 m ² とありますが、29 m ² が男性、50 m ² が女性の部屋と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	企業の業務実績	業務実績における対象施設は、平成23年4月1日以降に基本設計又は実施設計を元請として受託した実績とありますが、契約日が平成23年4月1日以降と考えて宜しいでしょうか。ご教授ください。	平成23年4月1日以降に完了したものであれば業務実績の対象とするものとします。
24	企業の業務実績	業務における対象施設は延べ面積3,000 m ² 以上の校舎とありますが、校舎とは特別支援学校、小学校、中学校、高等学校の校舎と考え、大学校舎は含まないと考えて宜しいでしょうか。ご教授ください。	お見込みのとおりです。 校舎とは、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校など、一般的に小学1年生から高校3年生までの学年に該当する年齢の児童生徒が通う学校のことを指すものとします。
25	参加資格	4. 参加資格（2）代表企業応募者の参加資格④に 「本業務において、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を配置することができること」となっておりますが、これは担当主任技術者ではなくても、担当者として本業務に配置出来れば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、その場合は、その担当者についても担当主任技術者と同様に各分野に応じて様式 a-6（又は a-7、a-8）を提出して下さい。提出書類についても同様とします。 その際、担当主任技術者のものと区別できるよう、様式のタイトルを「〇〇担当主任技術者の経歴等」から「〇〇担当者の経歴等」と変更して下さい。
26	設計業務委託特記仕様書 P3（1）一般業務の範囲	造成工事・グラウンド整備工事設計は業務範囲でしょうか。業務範囲の場合は、土木工事設計ではなく、同 P4 の 2. 業務の実施（2）適用基準に倣	造成工事・グラウンド整備工事設計は業務の範囲に含みません。

		い、建築工事設計（設計図書作成基準・標準仕様書・積算基準等）と考えて宜しいでしょうか。	
27	設計業務委託特記仕様書 P3 (2)追加業務の内容及び範囲・透視図、内観スケッチ作成	[手書き A3 版着彩×2アルミ枠入]とは、全景鳥観図1・外観2・内観3の透視図のうち2枚を着彩という事でしょうか。	お見込みのとおりです。
28	設計業務委託特記仕様書 P3～4 (2)追加業務の内容及び範囲・関係法令等に基づく各種申請諸手続き業務	都市計画法60条適合証明とありますが、前段の農業振興地域除外申請並びに敷地内道路と水路の付替えについては、本設計委託業務外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	基本構想・基本計画 P I-24 4. 施設配置方針	スクールバス、デイサービスの台数について、P II-30 9. 基本計画図に示されているバス5台、デイサービスは来校者用24台、保護者用54台に含まれると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	基本構想・基本計画 P II-30 9. 基本計画図	スクールバスの乗降計画は、プラットホーム形式を想定されますでしょうか。	基本計画図においてはプラットホーム形式を想定しておりませんが、児童生徒の安全性等に配慮した上で、合理的な理由があれば、ご自由に想定して頂いて構いません。
31	配置技術者について	本業務を担当する配置技術者（様式b-3）は、立場別に複数名担当者を配置してよろしいでしょうか。その場合、配置技術者の配点はどのように評価されますか。	複数名担当者を配置して頂いても結構です。その場合の配置技術者の評価につきましては、より評価が高く算定されるいずれか1名のものをもって取り扱います。
32	業務実績における対象施設	特別支援教室（3クラス）と発達障がい児向けの指導教室（2クラス）を有する新設校の基本・実施設計の業務実績は、特別支援学校に係る業務実績にあたりますか。	その新設校が特別支援学校でない場合（小学校や中学校等である場合）は、そのような教室を備えていたとしても、特別支援学校としての業務実績には該

			当しません。
33	業務実績における対象施設	民間事業者が国の補助を受け建設した児童養護施設の設計業務は実績にあたりますか。	業務実績に該当しません。
34	業務実績における対象施設	国又は地方公共団体が発注した建物の、「増築」の設計業務は実績にあたりますか。	はい、該当します。 ただし、代表企業にあつては、増築にかかる延べ床面積が3,000㎡以上に限ります。県内企業にあつては、面積要件はありません。
35	業務実績における対象施設	設計実績の受注形態が共同企業体の場合、出資比率に関わらず、代表企業以外であっても設計業務の実績として認められますか。	業務実績に該当しません。共同企業体での実績については、代表企業であった場合のみ業務実績として該当します。
36	評価配点について	県内企業応募者の一次審査評価点が、実施要領と審査要領で異なりますが、どちらが正しいでしょうか。	審査要領を正とします。 プロポーザル実施要領を修正します。
37	実施要領 P1 2. 業務概要	「関連業務」とは、「各務原市建築設計業務委託特記仕様書」内の「(2) 追加業務の内容及び範囲」に記載の内容と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	実施要領 P1 2. 業務概要	道路及び水路の付替等の敷地境界外の開発に関わる業務は含まれていないと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
39	実施要領 P1 2. 業務概要	南側道路からの乗入は水路専有が必要と思われませんが本業務に含まれないと考えてよいでしょうか？	お見込みのとおりです。

40	実施要領 P1 2. 業務概要	土壌汚染の調査及び報告、届出等は本業務に含まれていないと考えてよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
41	実施要領 P1 1. プロポーザル実施方針	代表企業・県内企業・市内企業について、業務分担についての指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	実施要領 P2 市内企業応募者の選定	ヒアリングについては全社に対して行うことが必須でしょうか。	全社に対してヒアリングを行ってください。
43	実施要領 P6	③企業の実績概要(様式 a-3)アについて 地方公共団体が発注した延べ床面積 3000 m ² 以上の校舎とあるが、「複合施設の一部に、学校用途を有する施設」「私立の学校」「教室等のある研修施設、研究施設」を実績対象とすることは可能でしょうか。	複合施設については、校舎の用途として 3,000 m ² 以上あるものであれば実績の対象とします。 私立の学校は実績の対象としません。 教室等のある研修施設、研究施設は実績の対象としません。 校舎とは、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校など、一般的に小学1年生から高校3年生までの学年に該当する年齢の児童生徒が通う学校のことを指すものとします。
44	実施要領 P8	(2)提案書類の記入上の留意事項②について 各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画を踏まえ、次のテーマについて提案とあるが、基本計画にて記載のある配置計画図や諸室の整備水準は原則遵守するものとし、過度な変更は行わない方針と考えてよろしいでしょうか。	基本的には各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画に記載の内容を踏まえて提案して頂くことを想定していますが、合理的な理由があれば、基本構想・基本計画に記載の内容に捉われることなく提案して頂いて構いません。

45	実施要領 P9	(3)提出資料作成上の注意事項について 提案書中に、「計画を示す平面図」「空間イメージを示した透視図等」を記載することは可能でしょうか。	提案書はテーマごとに、A3判1枚にまとめて頂くこととしています。その範囲内であれば平面図や透視図について記載して頂いて構いません。
46	実施要領 P9	(4)プレゼンテーション及びヒアリング④について パワーポイントを作成するため、最小限の編集を行うことは可とあるが、わかりやすく説明する主旨で提案内容に変更のない範囲で「提案書の切り抜き」「赤枠等による強調表現」「要点を示したコメントの追記」等を行うことは可能でしょうか。 また、提案書に記載のあるイメージ図等を用いた映像資料をパワーポイント中に挿入することは可能でしょうか。	いずれも可とします。ただし、提案書に記載にない内容を含めないように十分に注意して下さい。
47	基本計画書 II-12	農用地からの除外手続きは業務外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	基本計画書 II-13 II-30	(4)その他 駐車場について、車椅子駐車場は、来客用・職員用は必要なしと考えて宜しいでしょうか。必要な場合、各々想定台数があれば、ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
49	基本計画書 II-15	ため池浸水ハザードマップの浸水深の標高レベルが分かればご教示下さい。	お示しできる資料はありません。
50	基本計画書 II-15	造成は都市計画法の開発許可に該当しない範囲で行うものと考えてよろしいでしょうか。	本事業は、都市計画法第29条第1項第4号に該当する事業として実施することを想定しています。

51	基本計画Ⅱ-17	(1) 基本的な考え方③について 地域との交流や防災に配慮した施設とあるが、本施設を周辺地域の避難施設として計画する予定はございますか。	現時点では周辺地域の一般住民を対象とした避難施設とする計画はありません。 なお、福祉避難所としての具体的な想定としてお示しできるものではありませんが、最低限、本特別支援学校に通う児童生徒(特に病弱や肢体不自由のある児童生徒)が災害時等に安全に過ごすことができる施設とする必要があります。
52	基本計画Ⅱ-17	PTA 活動や交流、イベントの開催について具体的に決まっている内容などありますか。	現時点ではありません。
53	基本計画Ⅱ-18	2) 特別教室について スヌーズレン教室について、授業での利用を想定していますか。また、対象は小学部～高等部までの全年齢の利用を想定していますか。隣接すべき学部がございましたらご指示ください。	授業での利用及び全年齢の児童生徒の利用を想定しております。 隣接すべき学部の指定はありません。
54	基本構想Ⅰ-22	(2) 施設規模の概要について 重複学級には床暖房の整備が求められており、通常教室との整備基準が異なります。施設規模の概要において重複学級の部屋数を想定しているが、年度により重複学級を通常学級の教室として転用する(または逆) 想定はございますか。	重複学級の教室を通常学級の教室として転用することは考えられます。その逆については基本的には想定しておりません。
55	基本計画書Ⅱ-24	構造種別については提案可能でしょうか。 例えば、RC 造とされている部分を一部 S 造にするなど、また、ラーメン構造等の架構方式を壁式にするなどの提案は可能でしょうか。	合理的な理由があれば提案して頂いて構いません。

56	基本計画Ⅱ-14 基本計画Ⅱ-19	グラウンド、体育館について 100m直走路やサッカーが行える規模、バレーボールを行える天井高さを規定しているが、中等部、高等部において部活動を運営する想定はございますか。体育施設の規模や、備品倉庫の大きさを検討いたします。	部活動の実施を考えていますが、その具体的な想定として現時点でお示しできるものではありません。
57	資料提供	現在の各務原特別支援学校の平面図等があれば参考にご提示いただけないでしょうか。	追加資料をご確認下さい。(資料内の×印の特別教室棟は既に解体済のものです。)
58	資料提供	測量図(できればCADデータ)をご提供いただけないでしょうか。	現時点で提供できる資料はありません。
59	実施要領 P. 8	提案書の A3-10 部について、A3 は折らずに左上にクリップ留めして提出するという事によろしいでしょうか。	特に指定はありません。ご質問にあった形(折らずに左上クリップ留め)でご提出いただいて構いません。
60	基本構想・基本計画 P. Ⅱ-13	敷地面積約 28,000 m ² を示す敷地 CAD データ等を提供して頂けないでしょうか。	現時点で提供できる資料はありません。
61	基本構想・基本計画 P. Ⅱ-13	駐車場 180 台以上の内訳(来客用、保護者用、職員用)はありますでしょうか。P. Ⅱ-30 で示された配置が想定台数でしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
62	基本構想・基本計画 P. Ⅱ-14	スクールバスの台数、及び大きさのわかる資料をご提示頂けませんでしょうか。台数は P. Ⅱ-30 で示されたものでしょうか。ご教示ください。	現時点で提供できる資料はありませんが、大型バス 5 台を想定しています。
63	参考資料 2 ボーリング調査位置図	計画によって追加のボーリング調査は実施頂けると考えてよろしいでしょうか。本業務外で考えればよろしいでしょうか。ご教示ください。	追加でボーリング調査を行うことは想定しておりません。

64	基本構造・基本計画 P. II-33、委託特記 仕様書	造成・外構・グラウンド設計の項目がII-33に記載 がありますが、委託特記仕様書には記載がありませ ん。本業務外で実施されるものと考えてよろしいで しょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
65	委託特記仕様書 P. 3、4	上記の回答が本業務外の場合、どのような業務区分 をお考えでしょうか。ご教示ください。	造成・外構・グラウンド設計については、建築工事 基本設計の期間内に別途委託業務を発注する予定 です。 本業務の受注者は、造成・外構・グラウンド設計業 務の受注者及び市の担当者と協議を行いながら業 務を進めて頂くこととなります。
66	委託特記仕様書 P. 4	敷地測量は本業務外とし、造成・外構・グラウンド 設計から支給されるものと考えてよろしいでしょ うか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。